

## ☆手話通訳者・要約筆記者を依頼される方へ☆

聴覚障害者が参加する（または参加する可能性がある）行事等について、手話通訳や要約筆記が必要な場合は、主催者から障害福祉課に手話通訳者等派遣の申請を行ってください。内容に応じて、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

- 1 手話通訳者等派遣申請書に記入してください（様式第1号、記入例を参照）
- 2 障害福祉課に申請  
（遅くとも2週間前までにご提出ください。緊急で必要な場合は、障害福祉課にご相談ください）
- 3 派遣する日時、場所、内容等について障害福祉課と調整
- 4 手話通訳者、要約筆記者等の決定を行い、申請者に連絡
- 5 関連資料や、事前打ち合わせ等について当日までに障害福祉課に連絡

\*派遣申請書の他に、関連資料として下記の内容が記載されたものがあれば、ご提出をお願いすることがあります。

- ・タイムテーブル
- ・司会者原稿
- ・プログラム
- ・パワーポイント（講演等の資料）
- ・会議出席者席次
- ・議題
- ・ステージ展開表
- ・講演レジュメ
- ・主催団体に関する資料



問合せ先

障害福祉課

TEL 072-620-1636

FAX 072-627-1692

Eメール syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp